

第百八十三回国会

# 参議院厚生労働委員会會議録第十一号

平成二十五年六月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

尾辻かな子君

熊谷 大君

五月三十一日

辞任

石橋 通宏君

磯崎 仁彦君

渡辺 猛之君

六月三日

辞任

梅村 聡君

大久保潔重君

川合 孝典君

石井みどり君

中村 博彦君

補欠選任

梅村 聡君

石井みどり君

補欠選任

川合 孝典君

中村 博彦君

武見 敬三君

補欠選任

那谷屋正義君

江崎 孝君

石橋 通宏君

中西 祐介君

藤川 政人君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

武内 則男君

足立 信也君

津田弥太郎君

赤石 清美君

高階恵美子君

渡辺 孝男君

委員

石橋 通宏君

江崎 孝君

小西 洋之君

小林 正夫君

櫻井 充君

那谷屋正義君

牧山ひろえ君

大家 敏志君

武見 敬三君

中西 祐介君

藤井 基之君

藤川 政人君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

川田 龍平君

行田 邦子君

田村 智子君

福島みずほ君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務大臣官房審議官

外務省国際法局長

財務大臣官房審議官

財務省主計局次長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省職業安定局長

防衛省経理整備局長

田村 憲久君

榊屋 敬悟君

松田 茂敬君

田家 修君

石井 正文君

美並 義人君

福田 淳一君

泉 真君

岡崎 淳一君

伊藤 盛夫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武内則男君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、熊谷大君、尾辻かな子君、渡辺猛之君、磯崎仁彦君及び大久保潔重君が委員を辞任され、その補欠として武見敬三君、中西祐介君、藤川政人君、江崎孝君及び那谷屋正義君が選任されました。

○委員長(武内則男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働大臣官房審議官泉真君外六名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武内則男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武内則男君) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○小林正夫君 おはようございます。民主党・新緑風会の小林正夫です。

戦争で多くの方がお亡くなりになりました。質問の前に、改めて御冥福をお祈りしたいと思えます。

それでは、質問に入ります。

戦没者の妻に対する特別給付金と父母等に対する特別給付金、いずれもこれは時効が三年、このようになっております。前回の平成十五年改正のときに、時効で請求できなくなった受給者の数はそれぞれどのくらいいるんでしょうか。また、給付金の規模はどのくらいあったんでしょうか。

○政府参考人(泉真君) お答えいたします。

平成十五年に改正されました戦没者の妻及び父母の時効に掛かったケースの推計でございますが、戦没者の妻につきましては、人数は約八千件、金額は総額で約百六十億円と推計いたしております。

戦没者の父母の方でございますが、こちらは支給条件が戦没者の死亡により子孫が全てお亡くなりになったというケースに限定されておりますので、こちらは言わば関係する方の戸籍を全部調べてみないとそういった点での把握というのは難しいわけでございます。したがって、父母の方については推計は行っておりません状況でございます。

○小林正夫君 確かに父母の場合は制限が掛かっておりますので、今おっしゃったように、なかなか数をつかみ切るということは難しいかなと思いつつも、しかし、予算の計上など一定のそういう手続はしなきゃいけないんだと思うんですけれども、おおむねどのくらいいらっしゃるべきだ、あるいはいらっしゃるというふうに思っているんでしょうか、そのことが分かれば教えてください。

○政府参考人(泉真君) 予算要求などは、前回、父母の場合ですと五年ごとですので、五年前の受

給者がどのくらいいたところから推計をしたりしておりますけれども、これは時効によって請求ができなかった方についてのお尋ねでございますので、そちらの方は特に推計というのは難しいかなと思っております。

○小林正夫君 大臣にお聞きをするんですけれども、時効がこれあるんですね。

今日お手元に、今回この法案が決まれば、このように記名国債が、それぞれの対象者の方にお配りをする。それで、私の理解は、これが手元に届いてから三年以内にこの請求をしないと時効になってしまふと、こういう制度だと思っておりますけれども、これは戦没者に近い親族などへの慰藉を表しているもの、慰めというような意味合いでこれをお渡しをするということが決まっております。今日まで来ているんですが、この請求に時効があるということに対して私は違和感を持っているんですが、この辺、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 私も、答弁をさせていただきます。先立ちまして、さきの大戦含め、戦争で多くの皆様方がお亡くなりになられたわけでございます。改めて哀悼の誠をささげたいというふうに思います。

今日は、ちょっとこういうやり取りという格好でございます。沖縄というところに思いをはせながら、今日実は閣議、各閣僚がこのやり取りウエアで統一をしたということでございますので、そういう意味で御理解をいただきたいというふうに思います。

今の御質問でございますけれども、時効三年という問題、これは衆議院の方でも御指摘をいただいたわけでございますけれども、一つは、様々な制度が国にはありますけれども、やはりこの時効というものが設定をされておるということがございまして、もちろん、一方でこの制度自体は慰藉、戦争で家族をお失いになられた、支えをお失いになられた御家族の方々に対しての慰藉という意味がありますから、そこは若干制度として違う

のではないかと、そういう委員の御意見も理解させていただくところはあるわけでありまして、けれども、やはり、法的な安定性という言い方がいいのかどうかは分かりませんが、この制度に絡む、関係する皆様方、関係者はいっぱいおられるわけでありまして、この時効という制度がなくなりますと、どうしてもそういう方々の権利等々の関係で、どこまで遡ってその権利があるのかというところも含めて非常に不安定になるというところがございます。そういう意味からいたしまして、この時効というものを今ですと設定をさせてきたというわけでありまして、

ただ、一方で、請求をいただく方々が高齢化をだんだんしてきておられるわけでありまして、早く御請求をいただくかなければならないという思いは我々も持っておりますわけでありまして、そこで、総務省、これは恩給のいろんなデータがあるわけでありまして、そういうものをお借りをさせていただきながら、もちろん我が方が方々でいろいろな情報がございますから、こういうものも含めて個別に対応をさせていただく、案内を送らせていただくこと。そこに更に必要な項目、これは、こちらで分かっているものも印字をさせていただいてお手間を省かせていただくこと。うことでございまして、そのような対応をする中で丁寧に対応して、一人でも多くの方々に御請求をいただけるようにという御努力はさせていただきたいというふうに思っております。

○小林正夫君 今も大臣の答弁の中で、法律的な安定性と、これは衆議院での答弁も、大臣、そのようにお答えをしております。この法律的な安定性という意味合い、これをもう少し、大臣、詳しく説明していただけないでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) やはり一定期間継続した事実状態というのがあるわけございまして、そういう意味では、時効制度というのはそういうものを尊重しながら期限を切っておると。

これはなぜかといいますと、今ほど来も申し上げましたけれども、こういう権利のあるものに関

して、永続、時効がなくなるとずっと続くわけございまして、ましてや、今般のこの国債にしましては、当然相続の問題もあるわけございまして、そういうことを考えますと、非常にそういう不安定な状況がずっと続く、しかも期限がなければ何十年、場合によっては百年と続いていくわけございまして、そのようなことになってきましてやはり安定性に欠けるということでございまして、そのような意味からこの時効というものを設定をさせていただいておるということでございます。

○小林正夫君 今回発行されるこの記名国債なんですけれども、これはこの法律が仮に成立したと、その前提で、こういう国債が対象者の手元に届くのはいつごろになるという見通しなんでしょうか。

○政府参考人(泉真君) 手元に届く一定の期間が必要となります。といいますのは、ちよつとその手続を簡単に御説明いたしますと、受給資格のある方はお住まいの市町村の方に請求をいたしまして、それを都道府県で裁定する、要するに資格のある方は資格があると認める、それを厚労省の方で取りまとめ財務省の方へ国債の発行をお願いする、財務省の方は日銀にも指示をされて実際に記名された国債がお住まいの市町村の方に送られる、で、受給資格のある方は市町村で受け取っていただく、こういうステップになっております。

これはもう制度発足当初からずっとこういうやり方で来ておりますので、少しでも早くお手元に届くようにということで、今いろいろ申し上げました。関係機関とも協力して進めてまいりたいというふうに思っております。

○小林正夫君 受給資格があるかどうか市町村の力を借りてきちんとチェックをする、この期間も必要だと。そのチェックが終わった後、その後御本人に届く、この期間はどのぐらい必要なんでしょうか。

○政府参考人(泉真君) いろんな当事者の手を経るというございしますので、もちろん一

定の期間に請求が集中したりするとかそういう要素もございしますが、早ければ請求から三か月あるいは四か月、そのくらいでお手元に届くということが見込まれるかと思っております。

○小林正夫君 私が聞きをしてる数字は、受給者の平均年齢が、戦没者の妻では九十五歳、父母は百歳と、このように非常に高齢化になっているという話を聞いています。今言つたように、せっかく今回改正できたとしても、御本人の手元に届くのが今言つたように三か月、四か月ぐらい掛かると。もっと早くこれを迅速化できないでしょうか。このことへの取組はどうでしょうか。

○政府参考人(泉真君) 国債を、それもこうした記名国債を発行するというのが国としての慰藉のやり方であるということでございますので、なかなかその方法自体を変えるということは難しいかと思ひます。そうしますと、今申し上げましたように、いろいろ手続を経ていくとやはり三か月あるいは四か月掛かっちゃうか、これがもう頑張つて早くやつても。

ただ、いろんな機関の御協力をいただくことと、それから、先ほど大臣も申し上げましたけれども、個別の案内をし、それから請求書にはあらかじめこちらで分かっていることは事前に印字をしてお送りすると、こういうことをいたそうと思つておりますので、それによって受給資格の方の手間を少しでも軽くしようというところは取り組んでまいりたいと思つております。

○小林正夫君 これはもう国民皆さんが思うんだと思うんです。要は、迅速化で早く対象者の手元にこの記名国債が届いて手続を開始をしてもらうと、このことがやはり望まれると思ひますので、今言つた手続上の課題などと思ひますけれども、今までの経験を生かしたり、今日のいろんなITの技術とかそういうものが発展をしておりますので、そういうものを駆使しながら、一日も早くそういうものが御本人の手元に届いて実行できるように、これは努力をしてもらいたいと、

このように思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) 今の制度の中で、もちろんなるべく早く届ける御努力はさせていたいただきたいと思いますが、おのずと限界もあるものでございまして、その点、限界がある中であるべく早くお手元にお届けできるように努力してまいりたいというふうに思います。

○小林正夫君 最大限努力すると、このように受け止めたので、是非その方向で取り扱っていただきたいと思います。

それと、時効が三年ということですが、これもいろいろ私は課題があるんじゃないかと思うんです。これは政策判断として三年というふうに定めたいわけですから、これは変更しようと思えば私は変更できる、こういう期間だということに思います。

それで、恩給だとか遺族年金あるいは遺族給付金の時効は七年とされておりますね。そういう意味で、この政策判断の三年というのを言ったようなものと合わせる、あるいは三年という時効をもう少し長くその期間を持つてあげると、このことも私大変必要だと思ふんですが、このことに対しては大臣はどういうお考えでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今までも当然三年であつたわけではございまして、もう少しこれを延ばした方がいいのではないかと御意見があるのも承知はいたしておりますけれども、この三年という時効期限の中において多くの方々に御請求をいただくべく今努力をさせていただいておるわけではございまして、先ほど来お話をさせていただいておるようないろいろな手法、努力を、知恵を使いながら御理解をいただいて請求をいただくということを目指しておるわけではございまして、この点、いろいろな御意見があるのは分かっておりますけれども、三年ということで御理解いただければ有り難いというふうに思います。

○小林正夫君 今は人口構成も高齢の方が多くなつた、こういう今日本の人口構成ですけれど

も、これからの政治はそういう高齢者含めて、お年寄りの皆さんにどういう政策を打っていくのか、このことが大変問われるこれからの期間だというふうに思います。

私は、今まで厚生大臣が歩んできたいろいろな活動などを拝見させていただいて、大変お年寄りを大事にする私は大臣だと受け止めております。そういう意味で、先ほど言ったように、大臣御自身もこの時効三年ということに対してある意味でどうなのかなと、このように私はお思いだということに受け止めたけれども、是非、やはりこのことも検討していくことは私必要だと思ふので、是非それを受け止めていただいて、やはり時効についても検討を求めていきたいと、このように思います。

そこで、大事なことは、これは申請主義になつていまして、ですから、本人が申請しないという三年の時効が来てこの支給が受けれないという制度です。先ほど言ったように、大変高齢になつて、妻という方が九十五歳の平均年齢、あとは父母は百歳という年齢に達しているというのが今の平均年齢ですので、そういう方が自ら申請をしなきゃいけないということも私は大変だと思ふんですね。

平成十五年にこれ改正をして、いろいろな手続が今回までされていまして、したがって、申請主義なんだけれども、それをしっかりフォローしてあげて、このように申請をしなさいというのか、そのお手伝いをやっていくとか、今回この法案が成立したとすれば、こういう法案が新たにまた成立したというのをきちんと周知をしてあげないとこの対象者の人が分からないと、こういうことになりかねないと思ふます。例えば政府広報で新聞広告を使つたり、いろいろな周知の方法はあると思うんですが、何らかのそういうような対策をしないか、申請を待っているだけというんじゃ駄目だと思ふんですね。

ですから、そういう意味で、この対象者の人について周知をしていくのか、で、先ほど言つ

たような時効漏れがないように、このことにしっかりと取り組まなきゃいけないと思ふんですが、この関係ではどのようにお思いでしょうか、お聞きをいたします。

○政府参考人(泉真君) きちんと受給資格ある方に情報が届くということは、委員御指摘のとおり非常に大事なことで思つております。

御負担を軽減するという意味では、先ほど申し上げましたが、個別案内をする、それから、お送りする請求書にはあらかじめこちらで書き込める事項は記載しておくというようなことをするとともに、周知が大事だというのは、私どももそのように思つております。国として、あるいは地方自治体でいろいろな広報誌などで周知をいただく、これはこれまでもやってきておりますけれども、更にそういったところをできる範囲で一層丁寧に行つていくということが必要だと思つております。

○小林正夫君 大変大事なことで思ふます。いろいろな周知の仕方があるんじゃないけれども、やはり政府広報としてマスコミ使うなりあるいは新聞広告の一面を使うなりして、やはり戦争によつて亡くなつた、御遺族、奥様あるいは御両親に対して慰藉を表すという、こういうことが目的ですので、周知漏れがないように、これはお金掛けてでもきちんと周知をしてもらうということを要望しておきたいと思ふます。

そして、今回の提案は、前回と同じく十年償還で額面が二百万あるいは百万円と、要は額面が据置きになつてゐるんですね。大臣、これはこれでいいんでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) なかなか難しい御質問なんですけれども、今回、この交付国債という形で御配りをさせていただくわけでありまして、そもそも、戦争でお亡くなりになつた戦没者の皆様方の奥様また父母の皆様方に対する生活保障という意味ではないわけではございまして、あくまでも慰藉というように形で実行されておる、そういう施策であるわけでありまして、そういう意味から

いたしますと、前回と同様の額面という形で今回法案出させていただいておるわけではございまして、そのような意味から、趣旨がそこにあるというところで御理解をいただければ有り難いというふうに思います。

○小林正夫君 私は、慰藉であつても、今回の見直し、これから先のことを考えると、二年間で物価を二%上げたいというのが政府目標ですよ。それと、消費税について、来年の四月あるいはその次、一〇%まで上げていくということがこれから先のことで決まつてゐるんですね。そうやって考えると、今までの十年とは違つて、これからの十年はそういうものが、確実にあると言つていいかどうか分かりませんが、政府の目標としてはそういう政策を打っていくことが決まつてゐるわけですから、それを考えると、これからの十年、今までも同じ額面ということには私は見直すべきだったんじゃないか、このように思ふますけど、改めてそのことについていかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 確かに、物価が上がると、消費税も上がる。年金だとかは物価スライド等々の制度があつたりなんかするわけでありまして、そういうものが横並びという考え方からならば精緻に上がっていく物価等々に対応するものなんだというふうに思ふますが、先ほど申し上げましたとおり、生活保障という部分ではないという意味でございまして、

ただ、慰藉とはいつても、そのときそのときの、何というんでしょう、慰藉の気持ち金額に変えたその重みというものがあつたであろうというふうな御意見であつたというふうに承らさせていただきますが、次回にしましてはそときの経済状況等々を勘案して金額を検討させていただきたいというふうに思つておりますので、今回はどうかこのように額面の金額の中において御理解をいただければ有り難いというふうに思ふます。

○小林正夫君 本日は今回が必要だった、今でしよというところだと私は思ふますけど、今回、

こういう額面の見直しがなかったのは私は残念だなど、このように思います。

法律そのものについての質問はこれで終わりますけれども、先ほど来言っているように、この法律が成立すれば早く対象者のお手元にこの記名国債が届くこと、そして、申請主義になつてしまつていいますので、それに甘んじることなく、要は対象者にきちんと周知をして申請漏れがないように、また、時効でこの請求が受けられないように、人、こういう人が出ないように、これは行政の責任でしっかりフォローしていくことが必要だと思いますので、そのことをお願いをして、この法案に対する質問はこれで終わりたいと思います。

次に、戦後処理という意味合いから少し質問をさせていただきます。

財務省の関係ですけれども、予算委員会の審議に合せて、毎年、国債・借入金残高の種類別内訳という資料が公表をされております。予算委員会の資料でそういう資料が出てきております。

借入金にその他の欄があつて、毎年四百十四億円が計上されているんですけども、これはずっと一定、この数字が変わってないんですね。この四百十四億円というのは何なんですか、教えてください。

○政府参考人(美並義人君) 御指摘ありました、その他の欄にあります借入金残高でございますけれども、これは旧臨時軍事費借入金の債務残高でございます。

○小林正夫君 どうしてこれがずっと四百十四億円、毎年この数字が出てくるんですが、増減もなく残つてしまつていっているんでしょうか。

○政府参考人(美並義人君) この旧臨時軍事費借入金、昭和二十一年二月末をもって廃止されました臨時軍事費特別会計の借入金一般会計が承継したものでございます。

承継した当時、四百九十一億円でありましたけれども、その後、昭和三十年度末までに七十七億円は償還されております。ただ、昭和三十年度末に四百十四億円となった以降は変動していない

と、こういう状況になっております。

○小林正夫君 時間がありませんのでこれで終わりにしますけれども、要は、このお金が、日本の財政が改善されて借金をなくそうと思つて頑張つていくけれども、最終的にこの四百十四億円は残っちゃう数字だと私思うんですよ。ですから、この数字は何とかしておかないと日本の借金がゼロにはならないですね、将来。これはむしろ法律改正してこは直さなきゃいけないんじゃないでしょうか。

このことに対して、所管は大臣のところじゃないと思ひますけれども、厚労大臣というか、内閣を形成している大臣の一人として、これに取り組む必要性、法律的な解決をしないと四百十四億円というお金がずっと残つてしまつと、こういう状態に私はなつてしまつと思うんですが、この辺について、大臣、いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) 今委員のお話の部分で、旧臨時軍事費借入金として現在も四百十四億円借入金債務が存在していることを伺つたわけでございますけれども、もう戦後六十七年を経過してきておるわけでありまして、そういう意味では、戦後処理の問題、これ、まだ各省庁わかつて継続しておるなということを変更して認識し、重要な課題だということの中で整理をさせていただきます。

この債務四百十四億円でありますけれども、いづれにいたしましても、財務省を中心に政府として解決の方向を検討していかなければいけない課題であるというふうに感じさせていただきまして、しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○小林正夫君 この政党が政権を取つても、この借金四百十四億円は今のままじゃずっと未来永劫残っちゃうんですよ。ですから、これは法律改正をしてそのお金が残らないようにしておくべき、私はこのように思います。

時間が来ましたが、同僚の白眞勲先生が質問をして現在の進捗状況などもお聞きしました。

間をして現在の進捗状況などもお聞きしました。滑走路の下にそういう遺骨があつた場合に、どういふふう処理をしようか、このことだけお聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(伊藤盛夫君) 硫黄島におきます遺骨収集についての御質問についてお答えします。

滑走路の下に御遺骨あるいは壕、その存否を確認するために現在防衛省としましては高性能地中探査レーダー等を用いました調査を行つておりまして、まず現在は高性能地中探査レーダーによりまして地下壕の有無を確認するという調査をやつておりまして、その調査は、現地におきまして現地探査、今月中には終了させたいというふうに考えております。その後さらに、御遺骨等がないかどうかという調査をもう一度やることになりまして、今年中にはその調査も完了をしたいと思つております。そうした調査によりまして、仮に御遺骨等々があるかもしれないという状況になりましたときには、政府全体でその対応を御判断いただくようになるといふふうに承知しております。

いづれにしても、速やかに防衛省としての調査は進めてまいりたいというふうに考えております。

○小林正夫君 これで終わります。ありがとうございます。

○行田邦子君 みんなの党、行田邦子です。

本法案の質疑に当たりまして、まず冒頭、戦争でお亡くなりになられた方に心より改めまして哀悼の意をささげます。

まず、法案の質疑から入りたいと思ひます。この特別給付金の支給額なんですけれども、今回の改正法案では据置きという形になりました。戦没者等の妻に対する支給額は平成十五年の改正のときは増額、また戦没者の父母等に対する支給額は平成十年のときは増額となつておりますけれども、今回は据置きということでありまして、そこで質問なんですけれども、この特別給付金支給額というのは何を基準に決定されているんでしょうか。

○政府参考人(泉眞君) 特別給付金の支給額についてでございますが、これは関係者の精神的慰藉という趣旨として行われてきているものでございます。今回については、今御指摘ありましたように、妻については十年償還で二百万円、父母については五年償還で百万円ということでございます、これは前回の額を据え置くことといたしました。

据え置いた理由といたしましては、この間の受給者の置かれた状況に大きな変化は見られなかったのではないかと、こういうことから据置きという形にしたものでございます。

○行田邦子君 特別給付金を受け取られている方というのは、もう今かなり御高齢になつていられるかと思ひます。十年償還が終わつた後、またあるいは五年償還が終わつた後、再びその交付の申請をしなければいけないということなんですけれども、御高齢の方にとってはこの申請というのは忘れたらつたりとかあるいはその手続が非常に大変であつたりということが考えられますけれども、この点について、その支給漏れがないように何か手だてを打っているんでしょうか。

○副大臣(榎屋敬悟君) 先ほど小林委員の議論でもございました。この制度が申請主義ということでございます。委員からも支給漏れのないようにと、どういう取組をしているかというお尋ねでございますが、先ほどから議論がありまして、三年間で請求権が時効消滅するというところになるわけでございます、今委員が御指摘のように、高齢化などを踏まえまして、請求権が時効で失権しないように、できる限り丁寧な対応を行つていくということが必要だと認識をしております。

今回の法改正の施行に当たりましては、国や地方公共団体が広報誌等を用いて広く制度の周知を図るほか、総務省から恩給受給者のリストの提供を受けるなど行ひまして、特別給付金の対象者となる可能性のある者を国で特定をいたしまして、国から直接個別に請求案内を送付すると。さらに

は、この個別案内には、申請者の便宜を図るため、国で確認できる事項をあらかじめ、大臣が申し上げましたように、印字した請求書を同封することとしております。

こうした取組を通じて、支給漏れが少しでも生じないように、時効失権対策を確実に進めていきたいと考えております。

○行田邦子君 是非これからも、市町村が窓口での事務手続ではありますけれども、国としても、申請手続の簡素化、それから、できるだけ支給漏れが起きないようにという手だてを引き続き打っていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

それから、この特別給付金の支給の方法なんですけれども、国債償還という形を取っていますけれども、これはなぜ現金給付という形を取っていないんでしょうか。

○副大臣 榊原敬悟君 これも先ほどから議論が出ておりますが、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金、国としての慰藉の念が受給者の方々に一層実感されるように、制度創設以来、一時に現金で支給するのではなくて、交付国債という形のあるもの、有価証券という形で支給をいたしまして、毎年償還を受けていただいているものでございます。

仮に、現金給付等に支給の方法を変えたとすれば、国としての慰藉の念を届ける方法としてそれが本当に適切かどうかということもございまして、当事者の方々の受け止め方、今までも続けてきた制度でございまして、そうしたことも慎重に考える必要があるだろうと思っております。

今回、これまでの方法を踏襲いたしまして、国債給付という方法で継続して実施するというふうにしたものでございます。

○行田邦子君 慰藉の念を届ける適切な形、方式として国債償還という現金給付ではない形を取っているという御答弁でありましたけれども、この国債償還という形を取っているがゆえに起きていることだと思んですが、この特別給付金の受給

者の方がお亡くなりになった場合、そのときには、その償還の途中でお亡くなりになった場合には相続人が相続をできるようにする必要がありますけれども、これはいろんな議論があるかとは思いますが、けれども、この制度の趣旨からすると、私はその相続ができるというのはちよつと制度の趣旨からはずれているのかなという気持ちがありました。その点、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 御指摘の点でございますけれども、要は、交付国債という形で、これ慰藉の念という意味でお配りをさせていただくわけでございます。その国債を本当にそれこそ御位牌の横に掲げていただいて国の慰藉の念というものを戦没者の皆様方にお示しになられるというふうな、そういうような御遺族もおられるわけでございます。現金という話になりますと、日本銀行券もそれは日本の政府といえれば政府なのも分かちませんが、やはり日本国という、日本国政府と書いてあるその交付国債というところにやはり大きな意味があるのではないかなというふうに我々には思いますが、このような交付国債という形を取らせていただいております。

そうならば、今も委員おっしゃられましたとおり、有価証券ということになるものでございまして、その点、民法の一般原則で有価証券たるものはこれは相続をされるものでございまして、その点、この交付国債だけは、これだけは相続しないというふうな、そういうことにはできないわけでございます。一方で委員の言われておられることも理解ができないわけではないんですけれども、今までのような形態でこの事業を進めてまいってきただけでございますので、この点に關しては御理解をいただきたいというふうに思っております。

○行田邦子君 いずれにしましても、国の慰藉がしっかりと伝わるような、そのような制度であり続けていただきたいと思いますし、またそういったことを頭に入れたらこの制度を続けていただきたいというふうに思っております。

それでは、今日、せっかくなので質問の時間いただきましたので、昨日の新聞報道について気になる点がありましたので、質問させていただきます。法案の質疑はここまでとさせていただきます。

昨日の朝日新聞での報道なんですけれども、「復興予算 雇用でも流用」といった記事が一面に出ていました。ここですべて事実確認をさせていただきたいんですけれども、報道によりますと、平成二十三年年度の震災等緊急雇用対応事業で二億四千八百五十万円が被災地以外の三十八都道府県の基金として積み増された、造成されて、そしてその中で一年度から二年度に雇われた人は全体で約六万五千人でありますけれども、そのうち被災者は約二千人にとどまったということです。そしてまた、報道によりますと、各都道府県の雇用対策には復興と関係のない内容の事業がいろいろと使われているということです。このことについて厚生労働省としてどのように把握をされていますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) まず、その二十三年度の第三次補正予算におきまして二千億の予算措置をして、これにつきまして、被災九県に九百十五億、それから残りの千八百五十億は残りの三十八都道府県に交付しましてこれを基金としたと、ここまでは事実でございます。

それから、これによりまして雇用者数等につきましては、これは年度が終わったときに都道府県から報告を受ける形になっておりまして、二十三年度は確定値があるんですが、二十四年度分は六月二十日締めで都道府県から報告を受けるということになっております。二十三年度の数字は、ちよつと十一月の成立で事業規模が小さかったものですから、その時点では被災求職者の方がそのほかの県でもかなり多かったという事実はありますが、二十四年度についてはまだ数字が出ていないと。ただ、恐らく被災求職者はその他の県でそんなに多くないだろうというふうには思っています。

もう一つは、この雇用対策の考え方でございしますが、これにつきましては、被災地だけということではなくて、震災があつてそれで被災されて離職された方だけではなくて、サブライチェーンの問題等々がある中で全国的な問題があつた、それからもう一つの問題として、円高等で全国的な雇用情勢の悪化があつたと、そういう全体の中で雇用対策をどうするかということでこの事業がつくられたということでありまして、したがって、対象者につきましても、被災求職者ということとともに、東日本大震災後に離職された失業者の方という形になっておると、こういう考え方の下に各都道府県で事業を行ったということだろうというふうに思います。

それからもう一つは、事業の中身の話でございますが、これは雇用対策としてやったということでありまして、今申し上げた二つのタイプの求職者の方に雇用の場を確保していただくということでありまして、事業の中身にしましては、各地方公共団体がその地域地域で必要なものをやつていただくということでもありますので、その事業の中身が震災とか復興にかかわるかどうかということについては元々要件になっていなかったということでもあります。

○行田邦子君 震災等緊急雇用対応事業というのは、まずはこれは被災された方、被災者の方が被災地外でも雇用の確保ができるようにということが主目的の事業だと思っておりますので、しっかりとこは、じゃ、それでは被災者がどれだけ雇用されたのかということは調査をするべきだということに思っています。

そしてまた、確かに事業の内容は都道府県任せだということではありますけれども、昨年の秋には復興予算の流用問題ということでかなり国民の皆様からも関心が高まりました。そうした中で、また復興予算が変なことに使われているんじゃないかという国民の疑念も持たれるわけでありまして、厚生労働省としても、こは事業内容につ

いてもやはり事後でもしっかりとチェックをすべ  
きだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今御説明をさせていただきまして、目的としては、復興、被災者の方々の雇用だけではなくて、全国、サブライチェーンの影響で雇用を失われる方々、それから円高等々も対応も含めてそういう使える内容になっていったという事実が、これは前政権のときでありましたけれども、あったわけでございます。その中で補正予算。その中をどう評価するかというの私はそれはコメントを差し控えますけれども、いろんな御意見があらわれる中において、今の新しい制度は、これはもう被災地、被災者だけに限定したような使い方にしようということに変えさせていただきました。そういう目的の趣旨にそもそも間違った使い方をしたわけではないということも委員も御理解をいただきたいというふうに思っていますね、その今までの補正予算の対応のものにしまして、二十三年度補正でありましたけれども。

これに対して、そうはいいながらも、どういう方々に利用されたのかということを検証する必要があるのではないかとのお話でございます。これは二十四年度にしまして検証をしっかりと、どういう内容であったかというのは、これは政策をやっていく上で我々分析するためにも必要でございますので、対応させていただきたいというふうに思っております。

○行田邦子君 民間と比べてどうしても政府、行政の場合というのは、レビュー、予算を組むというところに重きを置いて、レビュー、チェックの方が軽んじられがちかと私は感じているんですけれども、是非、次年度の予算編成にも反映するためにも、しっかりとそのお金の使い方ということもチェックを更にしていただきたいということをお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。  
戦没者等の妻、父母への特別給付金の法案審議では、これまで何度も申請の時効を理由に少なく

ない未受給者が生じていることが問題になってきました。やむにやまれぬ思いで国家賠償訴訟を起した皆さんは、未払となった方がどれくらいいるかということを試算しておられます。過去五回で受給見込み数の三・五%から六・五%、大きい方の数字を見ますと、延べ九万七千人、総額九百六十二億円に上るだろうという試算です。これは御本人の申請忘れで終わらせることのできない規模で、過去五回でこうした少なくない未受給者が生じたのはなぜかと、当事者の方もこのことをきちんと説明してほしいと求めていると思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(泉真君) これまでの特別給付金の給付によって時効に掛かってしまつて請求できなかったという方がおられるのは事実でございますけど、その理由は何かという御質問でございます。

なかなか明確にこの理由だと決めてお話しできる部分は難しいと思いますけれども、考えられるものとしては、制度の広報が十分行き渡らなかったために請求できなかったというような場合、あるいは、広報は行き渡つていても、対象者の高齢化ということから、申請に行こうと思つても健康状態その他いろいろな理由で申請できなかった、あるいは、中には申請する前に御本人お亡くなりになつてしまつた、いろんなケースがあるかと思ひます。

ただ、これはそういった細かいところまで私も分析できていくわけではございませんので、どういう理由が考えられるかといひますと、いろんなそういったケースがあるかと思ひます。

○田村智子君 今日の質疑でも指摘されましたけれども、申請主義だと。対象者に対して過去五回は通知されとか請求書類が送付されるということもなく、対象となる方は都道府県の広報などを見て自覚的に市町村に請求をして、それで初めて特別給付金支給の手続が取られるという、こういうシステムだったと。しかも、この請求、十年ごとですから、言わば請求漏れが起こるのは当然と

いうやり方だったと思うんです。  
お聞きしたいのは、なぜこれまで政府の責任で対象となる方に通知するというやり方を取つてこなかったのか、その点はいかがででしょうか。

○政府参考人(泉真君) 受給資格があると思われる方には直接個別案内というのは、平成二十年の戦没者の父母等特別給付金、このときから行つております。そうすると、それより前、なぜやらなかったのかと、こういうお尋ねでございます。

裁定あるいは周知をする、さつきも申し上げましたように、手続的には都道府県にお願いしておりますし、また市町村にもお願いしております。そういったところの広報というものを頼りにしていただけてございますけれども、いろいろと国会でもいろいろな御指摘などもございました。平成二十年の戦没者の父母等特別給付金からは、もう国から直接御案内をしよう、国としてできることはこれまでやっていなかったこともいろいろ取り組んでいこうと、こういうことでそういうふうに取り組んでございまして、今回この特別給付金についても、先ほど来申し上げておりますように、個別案内、それから、できる部分は事前に印字していくということをしつかりやっていきたいと思つております。

○田村智子君 これはやれることをやってこなかったと思うんですね。特別給付金の対象者というのは、軍人の遺族の方への恩給、軍属の遺族の方への遺族年金、このどちらかの受給資格を有する者とされております。恩給も遺族年金も二か月ごとの支給で、氏名や住所というのは当然記録がされております。

これらの名簿を使って通知を個別に送付するとは過去においても可能であつたこと。こうした名簿を都道府県に送付するということはこれまで行つてこなかったんではないかと。

○政府参考人(泉真君) 先ほど平成二十年については国から直接案内を送つたと言ひましたが、その前、平成十五年の戦没者の妻特別給付金、これなどについては、今おっしゃいましたように、都

道府県にリストを送りするというのをいたしました。このときには、各県から総務省の方にもいろいろと問合せがあったりいたしましたことから、厚生労働省として、総務省とも相談いたしまして、総務省の恩給受給者リストをいただいて都道府県にお送りするという対応を平成十五年にはいたしております。

もつと早くできなかったのかという御指摘はあろうかと思いますが、十年前にもそういった対応はしてきたということはございます。

○田村智子君 これ、本来は政府として支給を行うという制度ですから、やはり一人の漏れなく特別給付金届けようという姿勢に欠けていたというふうに言わざるを得ないと思うんです。

これまでこの法案審議されるたびに請求権を喪失した方の問題というのは指摘をされてまいりました。十年前にリストを送つたと、都道府県にいうことだったんですねけれども、じゃ、それで個別にちゃんと通知が行つたのかというところまでは政府としてちゃんとつかんでいなかったということになるんじゃないかと。

二〇〇五年度からはコンピュータ化と、恩給の方の名簿をコンピュータ化するというところで、それから、前回のときの考えと、時効は二〇〇六年なんですよ。その間になぜコンピュータ化の作業と併せて前回からはちゃんと個別通知ということをやつてこなかったのか、この点はいかがででしょうか。

○政府参考人(泉真君) 恩給は総務省で管理されておりますし、私どもは援護年金を管理しているということ、それぞれ協力しながらやらなきゃいけない部分はあろうかと思ひますし、それから、データをシステム化するというのもこれも漸次進んでございまして、今ですとそのデータを活用することがかなり迅速にできるわけですが、確かに歴史を振り返つてみると、昔はなかなかそれも相当な手間が掛かつてしまつたという部分はあつたかと思ひます。  
ただ、いずれにしても、もう過去の対応という

のは今の目で振り返るともう少し何かできたことはあったのではないかと、そういう御指摘を受けてしまう部分もあったかもしれないけれども、とにかく、今、当事者は相当御高齢化してきておりますので、先ほど来申し上げておりますけれども、とにかくできるだけ丁寧に、また迅速に進めるようにというふうに取り組んでまいりたいと思います。

○田村智子君　ここで大臣にお聞きをしたいんですけども、これまでやっぱり国会で何度も指摘されてきたんですけども、やはり請求権を喪失させないという努力が足りなかったというのは、これは明確だと思いませんか。厚労省の言わば不作為によって請求漏れが生じたというふうにも言えると思いますので、この反省に立って、今回はきめ細やかな通知と請求の案内もされるということだと思えます。

そうすると、これまでの特別給付金の請求権を喪失した遺族の方々に、私はまずこれは取るべき手だてが十分に取られていなかったということでおわびをちゃんとお伝えすることが必要じゃないかと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君)　これに関しましては、今までも裁判というふうな形になりました、大変そういう形になっていったということは私は残念ながら話であったというふうに思います。やはり、どうしても請求をされない方々がおられるということ、そういうような我々も今までの反省に立って、今回、制度というものをもう少ししっかりと周知徹底できるように個別に案内を送らせていただく。一方で、高齢化という中において、やはりそもそも今まで以上に申請をする機会というのか、そういうものが少なくなっている現状もあるわけでごいまして、そういうことも勘案しながらきめ細かい対応を準備、用意をさせてきていただいております。

これは、先ほど来お話がございましたとおり、縦割り行政という意味合いで、もちろんデータと

いうものが非常にいろんな技術の発展とともに扱いやすくなってきた部分もありますが、そういうようなできるところでの努力というものはしっかりとさせていただこうということで進めさせてきていただいております。今までいろんな形で、もっと請求者の方々が多く請求をしていただいて、請求されない方々が少しでも少なくなっていくというふうな、そういうような方向性に向かつて我々も踏み出しておるということは御理解をいただながら、今般いような手当てをさせていただいておるということで御理解をいただければ有り難いというふうに思います。

○田村智子君　これはやっぱり政府の責任において通知するということはできたはずだということに指摘せざるを得ないんですね。その反省の上に立つからこそ、今も各議員の方からありましたけれども、やはり請求権を喪失した方について何らかの手だてというのを是非検討していただきたいと、これは要求をしておきたいと思えます。

残る時間で、戦争の歴史をどう次世代に継承するかということについてお聞きをしたいと思えます。

私、この法案の審議に先立ちまして、千代田区九段南にありますようにけい館を訪ねました。戦傷病兵士の記録、また、戦後元兵士を支えた御家族の様子など、当事者の方々から所持品を提供いただいて、また証言を、今も記録繰り返し返しているんですけれども、こういう記録をやって次世代に伝えていくという、こういう努力をされていることがよく伝わる展示でした。

このようにけい館、運営は厚労省から日本傷痍軍人会が委託をされているとお聞きをしています。この傷痍軍人会は今年十一月で解散になるとお聞きをいたしました。その後の資料の所有や今後の運営はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(泉真君)　しょうけい館についてでございますが、戦傷病者、それからその妻などの方々が体験された戦中、戦後の労苦に係る資料の情報収集をいたしまして、またそれを保存、展示

することによってその労苦を伝えていくということ、平成十八年に開設された国の施設でございます。

現在、その運営を日本傷痍軍人会に委託して行っておりますが、傷痍軍人会は本年十一月末に解散をされるということをお伺しております。国としましては、その後もしょうけい館を将来にわたってきちんと継続して運営していくことが重要と考えております。このため、十二月以降の事業実施主体をどうするかということで、これはもう既に公募の手続というのを今進めております。厚生労働省のホームページにもそれは今載せておいて、ちょうど今公募の受付をしている最中でございます。

そしてまた、展示資料など、現在は傷痍軍人会の所有物もございしますが、これらは引き続き展示あるいは保存が必要でございますので、国の方へ傷痍軍人会から御寄附をいただいで、今申し上げました公募の結果、運営主体が決まれば、そちらの方へ国から無償貸付けをして、適切に管理、保存、展示していただく、こういうような段取りを考えております。

○田村智子君　今回、国の管理にする、所有にするというので、非常に大切なことだと思うんですが、やはり、戦争の事実を伝える貴重な資料を国が管理をして次世代に伝えていくと。

その点で大変立ち遅れているのが国内の民間人の戦争被害と。これは総務省の担当ということで今日来ていただきましたけれども、国内の一般戦没者についての資料の収集についてはどのようになっているのか、簡潔にお答えください。

○政府参考人(田家修君)　お答え申し上げます。一般戦災に関する総務省の取組でございますが、私ども総務省では、一般戦災死没者に対し追悼の意を表すという事務を所掌しております。全国戦没者追悼式への一般戦災死没者の遺族の方々への参列旅費の支給等を行っているところでございます。これに関連する事務といたしまして、一般戦災死没者の御遺族の方々の御要望を踏

まえ、追悼に関する情報の収集、整理として、平成二十二年より、全国の戦災の追悼施設、追悼式に関する調査を民間委託により行っているところでございます。

○田村智子君　これ、総務省の方にお聞きしましたら、国内でいろんな資料収集やついていらっしゃるんですよ。全国の慰霊碑とかもずっと全部記録にしていこうというふうにやっていたらいいんですけども、担当はお一人なんですよ。

市町村合併によって戦争被害についての記録を担当していた部署がなくなってしまうと、戦災の何人亡くなられたとか、こういうのが消失しているような地域も出てきています。また、そういう慰霊碑には人数書かれていたり、どういう被害があったのかと書かれていることがあるんですけども、風雨にさらされていますから、もう碑文が読めなくなりかけているところも少なくないというふうにお聞きをいたしました。

また、これは、お話あったとおり、追悼事業の一事務という扱いで、予算も十分にあるわけではなくて、例えば国立国会図書館には戦後直後の日本政府の資料として、どれぐらの地域が焼けたのかと、何人の方が亡くなられたのかと、結構調査の資料があるそうなんです。例えば、第一復員省の資料、経済安定本部の資料。でも、これは見ることはできても資料収集する予算がないわけですよ。

また、総務省は、その予算で戦災資料の展示会というのを全国各地で行っているそうなんですけれども、結構地元の新聞社が貴重な資料を持っていることが多いんですけども、これを借り受けるにはお金が掛かるので借り受けることもできないと。

私、この状態では国内の戦争被害についてのきちんとした資料収集ができないままその資料が散逸していく、消失していく、そういう危険性もあるんじゃないかと思っています。

これ、大臣に内閣の一人としての見解をお伺いしたいんです、総務省だということになってし

まうのですね。傷痍軍人の皆さんの資料は国が管理するんですよ。だけれども、一般戦没者の資料は国が収集もできていない状態なんですよ。これでいいのかというふうに思うんですね。是非、一般戦没者の記録も国として収集する、保存する、何らかの形で公開する、そういう建物も将来造っていくようなことを内閣としては是非検討していただきたいと思うんですが、感想を含めての見解でいいですか、お聞かせください。

○国務大臣(田村憲久君) 例えば昭和館というものを厚生労働省は所管をしておるわけでありまうけれども、これは国民の当時の生活というものの、こういうものの資料を揭示しながらその当時の御苦労というものを後世に伝えようということをやっておるわけでありまして、一方で、今言われたしうけい館に関しては、戦傷病者若しくはその妻の方々に関する体験、御苦労というものを次の世代に継承していくこと、そういうような事業であるわけでありまして、今言われた一般の空襲等々による一般言うなれば戦災者といいますが、そういう方々の資料というものは、ちよつと厚生労働省の所管ではないということは御理解をいただいているんだというふうに思います。

ただ、その上で戦争というものの、戦禍というもの、この悲惨さというものを我々は後世にしっかりと伝えていかなければなりませんし、二度とこのようなことを起こしてはいけないというふうにい我々はやはりしっかりと胸に持っていかなきゃいけないわけでありまして、そういう意味で、そのようなことを後世に伝えていくというふうなことは大変重要であらうというふうに思っておりますというところで御理解をいただければ有り難いと思います。

○田村智子君 終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

参議院厚生労働委員会調査室が今年三月にまとめた参考資料によると、戦没者の妻に対する特別給付金国庫債券受領後における未受領金額の累計は百三十九億三千六百九十七万円、戦没者の父母

に関する未受領金額の累計は四億七千九百八十二万円となっております。合計で百四十四億千六百七十九万円ですが、これで間違いないでしょうか。泉さん。

○政府参考人(泉真君) 御指摘なさった数字はそれとおりだと思います。

○福島みずほ君 百四十四億千六百七十九万円未受領である。これらのお金の受領に関して、時効はないわけですか。

○政府参考人(泉真君) 委員の御指摘は未受領金というものでございまして、これは国債が既に受給者の手元に届いておつて、これは毎年償還の手続を取っていただく、具体的には郵便局などへ行つて手続を取っていただければいいわけですが、それを手続を忘れてしまった場合にどうなるかというふうなことでございまして。

これについては、先ほど来御議論のある請求権そのものの三年という時効とは別の問題でございまして、国債二関スル法律という法律で、国債全般についての消滅時効が十年という規定がございまして。ただ、これは、制度発足当初、昭和三十八年あるいは昭和四十二年にそれぞれ妻、父母についての法律が初めて制定されましたが、その附則の中で、当分の間、消滅時効が完成した場合はも支払いすることができるという規定を置いておりますので、委員御指摘のとおり、このケースについては時効は掛からない取扱いになっております。

○福島みずほ君 時効がないという趣旨は理解ができるのですが、この百四十四億千六百七十九万円、恐らくというか、たまつていつていっていると言ふと変ですが、これを、未受領の分をどうやって本当に解決するのかという点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(泉真君) 現在のところ、私どもとしてこれだという具体的な方策というのは特にまだ考えておりません。というのは、結局もう、今申し上げましたように、個々の具体的にもう金融機関の方に行つていただければいいという部分でござい

いますので、そこについてどのように国として対応できることが何かあるかというのとはちよつとこれからの課題かと思ひます。

○福島みずほ君 この法案をいつも議論するとき戦争の被害というのを思うのですが、この百四十四億千六百七十九万円未受領ということは、やつぱりこれ税金ですから、何らかの形で解決するというのが必要なのではないかというふうにも思ひます。

満州事変戦没者の妻に対する一九六六年組、一九七九年組の不存在なんですが、これについてはなぜかということについて明らかにしてください。

○政府参考人(泉真君) 二つの御指摘がありまして、たけれども、戦傷病者の妻に対する特別給付金の一九六六年、昭和四十一年、これはこの法律が初めて制定されたときでございましてけれども、そのときに、満州事変による戦傷病者の方は対象になつていないという法律が制定されております。それはそのときの判断だと思ひますが、要するに、どの期間に戦傷を受けられた方を対象とするかというときに、制度発足当初は日華事変及びそれ以後についての期間というふうにして、それより前であつた満州事変については対象としないという整理を、その時点ではそういう判断がなされたというところではないかと思ひます。

もう一点御指摘のあつた、昭和五十四年に特別給付金の支給法の改正というのが行われておりますが、これは、期限を更新するということではなくて、中間年というのを設けて、結局、十年待たなければ受給できないという形ではなくて、そこについて早めに対応できるようにしようというふうな初めてしたのが昭和五十四年の改正でございまして、その時点でも日華事変以降を対象とするというところで、満州事変は対象にしないという判断をその時点でしたということだと思ひます。

○福島みずほ君 ちよつとよく分からないというか、一九六六年組不存在はともかく、一九七九年の不存在は行政の不作為ではないか。つまり、こ

こで次の中間年である一九九一年組の新規の戦傷病者の妻が千四百六十五人だったことから類推すると、一九七九年組の不存在によつて給付の機会を逸した妻の数は少なくとも千人から二千人に達するのではないかとこの間にも思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(泉真君) 行政の不作為ではないかというお尋ねでしたが、これは法律でこのように定めたこととございまして、法律ですから、国会で御審議の上、こういう御判断がなされたということかと思ひます。

ただ、具体的な理由はというのは、ちよつとかなり過去のことでございまして、私も詳細は不明でございまして。

○福島みずほ君 これはいただいた資料で一九六六年と一九七九年が存在しないというふうになつていんですが、ちよつと私自身もなぜか説明を聞いてもよく分からないので、また引き続き理由については教えていただきたい、あるいは追及していきたいというふうに思つております。

この法案の改正案についてはこのとおり賛成なんです、私、残る時間、戦後補償や戦争被害について、とりわけ空襲の問題についてお聞きをしたいと思ひます。

全国各地に行きますと、各地に空襲の記憶があり、かつ全国的にいろいろな裁判が提訴されているのは御承知のとおりだと思ひます。

総務省に確認をいたしました。軍人恩給に関しまして、昭和二十八年から平成二十五年まで総額として幾ら払つていくか、これは五十兆八千五百七十七億円という金額です。また、この旧軍人の仮定俸給年額ですと、御存じ大將、中將、少將、つまり、軍人とすると偉い、偉いというか高い地位の人ほどたくさん俸給をもらつていまして、恐らく大將階級だと金額は年間八百三十三万四千六百円ではないかと、一般の兵士よりもやつぱり地位の高い人ほど重いということになつております。

私は、日本の戦後のこの補償がやつぱりゆがんでいてというふうに思つておりまして、それは何

かといえますと、戦争の被害は本当に多くの人が得たものであつて、なぜ空襲とかで被害に遭つた人たちは何もないのかと。東京大空襲においては、十万人以上が死亡し、四万人が負傷、被災者は百万に上つたと。また、大阪、名古屋など全国六十七の都市で、空襲によつておびただしい数の無辜の市民が甚大な被害を被りました。軍人軍属、準軍属とその父母や妻は、恩給、遺族年金、そしてこの度議論されている特別給付金があります。もちろんそれで戦争の被害は決して償えるものではないけれども、一般市民に対して国はこれまで何ら救済を行わなかつた。これは問題ではないでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 非常に難しい御質問でございます。

我が省所管しておりますのは戦傷病者戦没者遺族等援護法でありまして、そういう意味からいいますと、国と雇用関係のあつた軍人軍属それから準軍属、こういう方々は、雇用関係にあつては公務による傷病でありますとか、場合によつてはお亡くなりになられたわけでございますから、これに対して国が国家補償のそのような精神に基づいてこの事業、対応をさせていただいておるわけでありまして。

今おっしゃられたお話は、そのような雇用関係にないわけでございまして、国の一方的な命令でけがをされたり命を落とされたというわけではないわけでございまして。そういう意味からいいますと、ちよつとも我が省の所管を超えたところでございまして、なかなか私の立場からコメントをするというわけにはいかないわけでございまして、差し控えさせていただきたいということで御理解をいただきたいと思います。

○福島みずほ君 ヨーロッパでは、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリアなどの国々において、一般市民が被つた戦争被害について、旧軍人の補償との間の国民間の平等や内外国人間の平等といった原則をしっかりと位置付けた上で補償を行っています。

戦後補償といつても、本当にもう最後のチャンスなのかもしれませんが、国として何らかの救済にやはり乗り出すべきではないか。冒頭言った、特別給付金の未受領金が累計で百四十四億円にも例えば上つている。一方で、空襲に遭つて今も苦しんでいる人たちに、それともやはり受忍論ではなく戦争被害なんだというふうにしてしまつて。余りに甚大な被害ですが、どこかで政治は決断をすべきではないかと思つています。

この厚生労働委員会で、シベリア抑留者の問題や例えば中国残留孤児・邦人に関する問題や、少しづついろいろな問題について解決をしました。私は、空襲の問題は最後まで残つている問題だといふふうに思つています。

東京空襲訴訟において、五月八日の最高裁判決は、原告の主張を残念ながら退けました。しかし、この訴訟の過程で、一番東京地裁判決は戦争被害受忍論を採用しませんでしたし、最高裁判決で維持された東京高裁判決の中にも、救済は立法府の裁量と一歩踏み込んだ見解を示しています。

国会の責任かもしれないませんが、この問題は実は社会党時代に空襲に関しては法案を出しているんですよね、何度も。しかし、それが当時成立しなかつた。私自身は、やはり戦争の被害に關して一般の人に対してはそれはやるべきだと思つて強く持つておりまして、是非、さつき自分の省を超えるとおっしゃいましたが、是非国会の中の議論をもつとしていきたいと思つています。

反戦、平和の啓蒙施策について一言お聞きをいたします。

国は、戦没者慰霊碑建立事業として、一九七一年琉黄島に建立以来、これまでにフィリピン、パプアニューギニア、マレーシア、インドネシアなど十二か国に十五の慰霊碑を建立しております。しかし他方で、東京大空襲に対する慰霊碑、大阪の京橋駅爆撃慰霊碑、名古屋の熱田空襲慰霊碑などは、それぞれの地域の市民有志が建立や慰霊祭を行つており、これらの事業に対する国の援助は全くありません。

日本政府が国内外に建立した十五の慰霊碑も、その碑文は、さきの大戦において何々で戦没した人々をしのびという文言がほとんどで、戦争全般に対する反省を述べたものは僅かにインドネシアの慰霊碑の碑文、「戦争がもたらした全ての結果とその悲惨さを再び繰り返さないよう全人類に想起させる」というものがあるものだけです。

国は、この際、空襲被害者を始めとした一般市民の被害者救済に乗り出し、戦争に対する全面的な反省とあらゆる戦争被害者に対する補償を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今おっしゃれましたとおり、慰霊碑という意味からいいますと、各主要戦域ごとに、今十五、この慰霊碑というものを建立をさせていただいておるわけでありまして、国内では今御指摘があつた硫黄島、それから沖縄戦、これにも戦没者苑というように形で建立をさせていただいておるわけでありまして、今のお話は一般の戦没者も含めてというようなお話だつたといふふうに承らせていただきました。非常に範囲の広いお話でございまして、こういうコメントをするのは本当に忍びないわけでありまして、厚生労働省という意味からいいますとやはり所管外の部分でございまして、この場で私が大臣としてコメントをすることは差し控えさせていただきます。

○福島みずほ君 厚生労働省、総務省、文科省、様々なところで是非議論していただくようにお願いいたします。

空襲に關して、例えば日本も中国の重慶を三十八年から爆撃したというのはあるんですが、他方、日本政府も当時アメリカなどに対して空襲に対して抗議を行つております。質問主意書を出したところ、例えば昭和二十年三月二十二日、米政府に対して東京大空襲に關して非難し、抗議をするといふことを、当時重光外務大臣がスイスを通じて米國に抗議をしている。当時、沖縄の一〇・一〇空襲に關しても抗議をしていますし、残念ながら

がらそれが止まらなかったと。お互いに、自分も無差別、市民を空爆しながら、しかし、日本政府も当時これは国際法違反だという形でアメリカに抗議をしている。それが止まらなかったというのは実に残念ではありますが、これは国際法違反といふことで問題ではないでしょうか。

○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。政府といたしましては、当時の状況については様々な見方がございまして、御指摘の東京大空襲は、当時の国際法に違反して行われたとは言いが切れないとは考えておりますが、国際法の根底にある基本思想の一つたる人道主義に合致しないものであるとは考えております。

また、先ほどの重光外相の抗議の話ございましたけれども、こういう抗議に關する認識のような歴史的な事象に關する評価につきましては、一般的に専門家などに議論されるべきものと考えておりますところ、この場ではお答え、差し控えさせていただきます。

○福島みずほ君 時間ですので終わります。

○委員長(武内則男君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(武内則男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(武内則男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願（第一〇一〇号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇一一号）

一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願（第一〇二三号）（第一〇一八号）

第一〇一〇号 平成二十五年五月二十日受理  
パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願

請願者 愛媛県松山市 林芳明 外二百三十九名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第一〇一一号 平成二十五年五月二十日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県丸亀市 守屋和子 外千四百六十五名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第一〇一三号 平成二十五年五月二十日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願

請願者 滋賀県野洲市 澤田拓也 外一万九百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。

第一〇一八号 平成二十五年五月二十一日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡岡垣町 日高麻帆

外九百九十九名

紹介議員 自見庄三郎君

この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。



平成二十五年六月十九日印刷

平成二十五年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F